「高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則」の施行に関する趣旨説明

　１　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する条例施行規則の一部が改正されたことに伴う改正

　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正により、近年の家族の多様化を踏まえ、入居者資格の同居の要件に里親制度における里子を有する者についても、同要件を満たすことされた。

　高知県においても、高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）の一部を改正する条例を令和４年６月議会に提出し、これまでの「民法第725条に規定されている親族である、六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族のほか、婚約者、内縁関係にある者」に加え、「児童福祉法に基づき里親に委託されている児童」、いわゆる里子を有する者についても入居できることとする。

　条例第13条第１項及び高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第10条第１項の規定に基づき、家賃の減額を受けようとする者は同規則第６号様式により家賃減額申請書の提出をすることとなっている。

　上述のように、条例が改正される予定であることから、当該改正に合わせて、家賃減額申請書に記載されている項目中の、「本人及び同居親族」を「本人及び同居親族等」に改める。

２　押印を不要とする改正

令和２年度より、新型コロナウイルス感染症の拡大をきっかけとして、行政手続のオンライン化が喫緊の課題となっているが、申請書類等へ押印が必要なことから、オンライン化が制約されている。この状況を受け、令和２年７月７日付け総務省行政自治局長通知を踏まえた令和２年10月28日付け総務部長通知により、真に必要な場合を除き、押印を廃止し、代替方法により本人確認等を行うこととされた。

しかし、現在の規則においては、申請者又は届出者に押印を求めているものが複数あることから、規則に定める様式から「印」の字を削ることにより、押印を不要とすることを制度上明確にする。